

被保険者 各位

DAIKEN健康保険組合  
理事長 川上 哲司  
常務理事 河西 雅史

## 「子ども・子育て支援金」の徴収について

2026年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。これに伴い、健康保険組合は、国に代わって支援金の徴収を行い、国に納付することとなります。

つきましては、下記の通り、4月分保険料（5月給与天引）より、「子ども・子育て支援金」の徴収を開始しますことをお知らせいたします。

### 記

#### ■徴収方法等

2026年4月分保険料（5月給与天引）より、一般保険料や介護保険料と併せて、全被保険者から徴収します。また、月々の給与だけでなく、賞与も徴収対象となります。

[一般保険料 (9.9%) + 子ども・子育て支援金 (0.23%)] + 介護保険料 (1.8%[40歳以上])

#### ■支援金率

支援金率については国が一律で示すこととされており、2026年度の支援金率は 0.23%となりました。なお、支援金率は2026年度から2028年度にかけて0.4%程度まで段階的に上がることが想定されています。

#### ■支援金額

各被保険者の標準報酬月額または標準賞与額に支援金率を乗じて算出し、その額を事業主と被保険者で折半することになります。

一人当たりの負担額（標準報酬月額が44万円の場合）

440,000円 × 0.23% = 1,012円/月 ⇒ 【事業主負担506円/月】【被保険者負担506円/月】

#### ■支援金の使途

支援金は国が策定した、少子化対策を本格化するための様々な施策が盛り込まれた「こども未来戦略加速化プラン」の財源を担います。制度の詳細については、[こども家庭庁ホームページ](#)及び添付のリーフレットをご参照ください。

添付文書：[子ども・子育て支援金制度について（こども家庭庁リーフレット）](#)

以上

